

第2回 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 会議要旨

日時 平成30年3月28日(水) 10時00分から11時30分まで
場所 尼崎市議会棟 議員総会室
出席者 委員15人(代理出席含む。)
開催形態 公開(傍聴者0人)

会議要旨

1 開会

出席状況等の確認

2 協議事項

(1) 尼崎市立学校の平成29年度いじめの認知状況について(平成30年2月末現在) **資料1**

事務局から、資料1に基づき説明した後、委員からは次のような発言があった。

*主な発言要旨

(A委員) 一番のいじめ認知件数について、特に平成29年度が多いと感じるが、どういう理由で多くなったのかが気になる。また、重大事態件数についてこれまで0件であったものが、小・中で1件ずつ入っているが、具体的にどういった基準で重大事態として取り扱うのか、今後発生した際にどのように対応するのかを教えていただきたい。

(事務局) いじめの認知件数の件数に関して、いじめを積極的に認知しながらも、いじめは学校生活の中で自然と起こりうるものであり、基本的にはゼロにしていくものではない。自然に起こりうるということについて文部科学省からの通達等にも記されており、尼崎市いじめ防止基本方針においても記されている。

学校全体でいじめの認知に積極的に取り組んでおり、芽が小さい間に摘む取組を行っている。「いじめの態様」の種別に記載されているように、冷やかし・からかい・悪口が件数の多い項目であり、素早く認知し、学校から教育委員会へ報告されている。このことが積極的に認知できている結果であると考えている。しかしながら、気になることは、いじめだけでなく、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果からも分かるように、以前は中学校で発生していたような事案(対教師暴力等)が現在は小学校内で発生しているのではないかと分析しているところである。

2点目のいじめの重大事態の基準については、尼崎市独自で決めている訳ではなく、いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、具体的にはいじめによる自殺、自殺未遂、大きな怪我、多額なお金を取られるような事態が発生した場合が該当するほか、いじめによって又いじめの疑いも含め児童・生徒が相当な期間(この場合は年間30日間を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされた場合についても、重大事態として取り扱っている。基本的な流れとしては、学校がいじめの重大事態を認知した場合、教育委員会を通じて市長に報告することになっている。報告後の動きとしては、教育委員会は調査主体を決定し、いじめの全容事実の解明、教育現場・教育委員会の対処がどうだったかなどを学校・教育委員会の附属機関である第三者委員会で調査を行い、再発防止のために被害児童・保護者に報告のうえ、市長まで報告をし、教育委員会・市長においてもいじめ防止のための取組を進めていくことになる。

(B委員) 小学校の生徒指導に携わっているが、昔からいじめの認知の難しさは感じている。

積極的に子どもがいじめられたと主張する案件は、いじめとして報告するため件数は増えているが、例えば「これはいじめではない」という案件も被害者側が「いじめられた」「こんなことをされた」と主張すれば「いじめ」として取り扱うことが多々ある。その際、相手

がいるので、加害者側に「これはいじめです」ということを伝えて指導しており、本当に些細なことは「いじめはあったが、解決した」とするのもいいと思うが、そこから重大事態に発展する可能性があるのではないかと。最初は小さいことと置いていても、それが尾を引き、休むことになり、最終的に自殺をした場合、マスコミ報道を見たときに「いじめである」と広く認知される。我々も初期段階に「いじめ」と認知し未然防止を図っているが、場合によっては加害者に対し「これはいじめである」と認定することは難しいと感じる。問題が小さい間に解決できれば良いが、大きく発展した際に学校の判断がどうだったか、その内容をいじめと認定したかということについて法的に裁かれるようなことがあることを考えると、「いじめ」と判断するのが本当に良いことなのかと疑問に思うときもある。また、現場として困惑する点でもある。過去の方法がやり易かったが、新しい考え方になり、何百件という報告があがっていた市もある。いじめに関する報告書だけでも大変だと思うが、報告件数だけで測るのも心配だと思っている。

(C委員) いじめの態様で項目が分かれているが、これは誰が決めるのか、その他の比率が平成 28 年と比べ 3 分の 1 以上あるので、分類は妥当なのか、その中でどの項目が増えているかを分けたほうが分かりやすいと感じるが基準はあるのか。

(事務局) いじめの態様については文部科学省が出している「児童・生徒の問題行動」等の調査に基づくものなので、それに従い学校側で分けている。なお、その他の項目について、文部科学省の種別で分けているが、いくつもの少数の項目をまとめて「その他」としており、委員の方から「その他の項目をもう少し詳しく分析をした方が分かり易いのではないか。」という指摘もあったので、次回以降、細分化して整理していきたいと考える。

(2) ㈱NTT ドコモによるスマホ・ケータイ安全教室の講義とネットいじめの防止に係る意見交換 **資料 2**

事務局から当議題の提案趣旨について説明、株式会社 NTT ドコモ（小林氏）から講義があった後、委員からは次のような発言があった。

* 主な発言要旨

(事務局) NTT ドコモでは、スマートフォンや携帯電話の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐために、対処方法を啓発する「スマホ・ケータイ安全教室」を無料で全国各地で実施されている。

昨年 11 月に改定した本市のいじめ防止基本方針においてもネットいじめの行為が刑法上の名誉毀損罪等や民法上の損害賠償請求の対象となり得ることを児童生徒、保護者へも理解させ、効果的な未然防止の取組を進めていく必要があることを追記している。

こうしたことから、事務局としても、ネットいじめ未然防止や早期発見の観点でスマホや携帯電話の利用に関連した危険やトラブルについて勉強と委員間で情報共有しておく必要があると考えて、今回この機会を設けさせていただいた。

(講師) 現在、子ども達にこういったトラブルが身の回りにあるのかということを実際にあった事例をもとに作成した動画なども観ながら、こういった問題が取り巻いているのかといったところを理解していただければと思う。

説明要旨

- ・スマートフォンや携帯電話は今や電話機能だけではなく、ゲームや動画視聴、音楽を聴くといった様々なことが出来るようになってきている。色々なことが出来るようになった理由が「インターネット」である。

- ・インターネットというのは、当時はパソコンを用意しなければならなかったが、今や様々な端末から繋ぐことができるようになってきている。
- ・インターネットにおける様々なトラブル・犯罪といった時に、毎日持ち歩くものとして身近な存在になり、トラブルの入り口になり易いのがスマートフォンや携帯電話と言われている。
- ・子ども達だけではなく大人もインターネット上で人とのコミュニケーションをする時によく使われるものというのがコミュニケーションツールである。
- ・コミュニケーションアプリと呼ばれている代表的なものが「LINE」や「カカオトーク」であり、アプリを持っている者同士が無料通話や文字でのやり取りができるものであるため、広く使われている。
- ・SNS と呼ばれている代表的なものは「Twitter」「Instagram」「Ameba」「Facebook」といったものであり、使い方としては自分の日常生活の1コマを写真や動画に記録し絵日記のようにして使うものが多い。
- ・コミュニケーションツール・SNS に関しては便利なこともある。例えば、震災時等には様々な情報の交換が素早く多くの人に行き渡るなど。しかし、反対のこともある。例えば、コミュニケーションアプリと呼ばれるものは、やり取りをしている人しか見えない。子どもで言えば、仲の良い子同士でグループを作り、外の人からはどのようなメッセージをやり取りしているのか見えないといった側面がある。そのため、グループの中で少し問題が生じたりトラブルが起こった場合、外部からは気付かれにくいと言われている。
- ・SNS については、自分の様々な情報を多くの方に公開することにより、新たな出会いもあるが、同時に情報を色々な人に公開しているため、日常生活の行動や生活パターンを広めてしまっている。
- ・「インターネット・6つの特徴」ということで知らないトラブルになる6つの項目を次にまとめた。
- ・1つ目は「公開性」、スマホを使うということはインターネットを使っているという意識が必要である。自分を知る友達や遠く離れた家族に対してや、会ったことはないが良い関係が気付けそうな人に対して公開している意識が強いが、一方で世界中の様々な人がインターネットを利用しているため、自分の欲望や欲求を満たすため、ターゲットを探すために使う人もいるという認識も必要である。誰に見られているか分からないということを意識する必要がある。
- ・2つ目は「信憑性」、インターネットには様々な情報が書き込まれている。文章や画像、動画など色々あるが、それを発信する(インターネットに載せる)際は、自分がどこの誰なのか名乗らなくても自由に行うことができるが、裏を返せば本当の事を名乗らなくてもいいので、中には嘘の情報やデマ、誹謗中傷を敢えて書き込んでしまうことがある。インターネットに書かれている情報の中には、敢えて人を傷つけようとする意図を持って書き込まれているものもあり、子ども達には、インターネットで様々に見聞きしたものの中には、嘘や悪意を持ったものもあるということをも自分自身で見極めるということをしなければいけないということを伝える必要がある。
- ・3つ目の「記録性」、一度、インターネットに公開した写真や動画、文章というものは完全に削除することができない。知らない間にコピーされてしまうということが考えられるので、将来にわたっての影響も考えられる。ボタン1つで色々なものをインターネットに公開することができるが、その前によく考えて投稿する必要があるということである。
- ・4つ目は「侵入の可能性」。コンピューターウイルスの感染、不正アプリと呼ばれるものがある。この不正アプリにより、自分自身の大事な個人情報などが抜き取られるということがあるので、対策ソフトなどのアプリを入れておくといった対応が必要になるし、アプリケーション等をダウンロードする際にも公式マーケットと呼ばれるところからダウン

- ロードし、こういった情報を使用して作動させるものなのか、それぞれのアプリケーションの説明書きがあるので、しっかり読んでその上で利用するか否かを決める必要がある。
- ・ 5つ目は「追求性」、インターネットでは匿名性が高いということがある。あくまでも匿名性が高いだけであって、完全な匿名ではない。誹謗中傷や人を脅すようなことがあって事件となれば、警察はアクセスログを辿り、どこから発信されたものかを特定することができる。
 - ・ 6つ目は「公共性」、1つ目にあったように世界中の様々な人が利用しているということを考えると、公共の場であるとして、ルールやマナーが大事になってくる。画面を通して色々やり取りをするので、どうしても仲間とのプライベートな空間だと錯覚しがちになるが、その背景に全く知らない人も見ており、利用しているという意識が必要になってくる。
 - ・ コミュニケーションアプリというものが無かった時代は、ちょっとした友達との行き違いはその場にいた者だけの話で済んでいたが、現在では直ぐにグループ、その他の友達にも共有するということの方が実際に起こり、大きな問題に発展しがちになっている。やはり、コミュニケーションのトラブルでは、コミュニケーションツール・コミュニケーションアプリなどでちょっとした文字のやり取りにおける誤解や本当の気持ちが伝わらずにトラブルが発生していくことがある。どうしても文字だけでは短い文章でやり取りをするということになるので、自分の気持ちが言葉足らずになり、誤解が生じてしまう。特に日本語は豊かな表現ができる言語の1つだと言われているので、「いいよ」という言葉でも、受け手側は「OK」と認識していた。しかし、送り側は「NO」を示す「行かない」という意味で使っていた。会って話をしているときは、相手の表情や声のトーンなどで自然に受け取っているものだが、文字になるとそれらの情報が無く、ちょっとした誤解からトラブルに発展するということがある。子ども達は文字でのスピードのあるやり取りに対し、直ぐに返信しなければいけないというような心理が働きがちと言われている。せっかくメッセージを送ったのに「返事が来ない」となり、グループで「あの子いつも返事遅いよね」というように発展し、仲間のグループから外されてしまうというトラブルも多く発生している。子ども達に伝えていることは「文字でのやり取りをするときは自分の気持ちが伝わりにくい、読み返すことも大事である」と言っている。たとえ、相手からの返事が無かったとしても、直ぐに返事をしたくても返せない事情があるのではないかと問いかけて、勉強やテレビなどの事情に返事が出来ないということは誰にでもあるということで、互いに思いやることが大事だと伝えていく必要がある。
 - ・ 万が一、いじめが始まってしまうと、顔が見えず、画面を通しての文字だけのやり取りになるので、会っているときは決して使わないような、きつい暴力的な言葉をそのときの感情のままに書き込んでしまう。会っていれば相手の反応や表情を見て止まることはあるが、書き込んでしまうと大きくなっていく。
 - ・ 学校の中や会っている際に起こった問題は、一度家に帰ることにより互いにクールダウンし、自分のことを見つめ直す時間があったが、スマートフォンや携帯電話、インターネットになると常に身近なところにあるため、昼夜休まることがなく、逃げ場がなくなるので短期間で深刻化しやすい特徴がある。コミュニケーションアプリはそのグループの中で発生するため、外部からは初期段階で気付かれにくい。ちょっとしたきっかけで誰もが加害者や被害者になり得るため、気持ちが伝わる文章であるかどうかを考える必要がある。そして、大人になるに連れて文字だけのやり取りも増えていくので、今の段階からステップを踏んで、そういった意識を養っていく必要がある。
 - ・ 簡単に写真や動画を撮影することはできるが、その中には様々な情報が含まれているので、公開することで知らない人にも発信しているというリスクがある。
 - ・ 子ども達に SNS を利用させていないが、保護者が利用している内容が原因で子ども達が喧嘩をしたという例があった。子ども達は自分の知らないところから真実が判明すること

によってトラブルになることがある。保護者の投稿や使い方について非常に注意が必要になる。

- ・子ども達だからこそ、ちょっとした悪ふざけや悪ノリをすることはあると思うが、それを撮影すると残ってしまう。別のサイトに投稿されれば被害者と言えるが、投稿されたサイトを見た人からすれば加害者となってしまう。
- ・撮影していた動画の中に第三者が映っていて、それを投稿したことによりトラブルになった事例もあり、「肖像権の侵害」や「プライバシーの侵害」に発展することから、発信することにもリスクが伴い、誹謗中傷や、内容によっては犯罪となることもある。
- ・「さらし行為」と言って、全く知らない者が正義感から、迷惑行為を撮影し公開することにより、迷惑行為をした者が会社などから何らかの処分を受けるということがあり、損害賠償請求に発展するという事例もあるので、写真や動画を撮影しても無断でせず、許可を取ることが必要である。例え正義感が働いた場合であっても無断で撮影・公開するとトラブルになるということである。
- ・「フィルタリングサービス」というものがあり、インターネットには悪質なサイトなどがあり、自分で接続するつもりはなくても、うっかりしてしまうということもあるので、最初からブロックするものである。ただし、設定したから大丈夫ということではなく、子どもとのコミュニケーションが大事であり、こういったものに興味を持ち、どのようにスマートフォンを使っているのか、万が一、困ったことや不安なことがあった際は、それを話せる環境も必要である。中学生、高校生になってさらに事態が悪化するということがあるので、インターネットを使ったとトラブルは、大人でも1人で解決するのが難しいものであることを教え、周囲の大人が子ども達のサインに気付くことが大切になってくる。
- ・配布している「ポイントブック」の中に本日話が出来なかった事例も記載しているので、活用してほしい。

委員等からの発言

(D委員) ネットいじめの未然防止について学校現場・家庭・地域ではどういった対策などを採っているのかお聞きしたい。

(E委員) 小学校では、高学年になるとほとんどの子がスマホを持っている時代になってきているので、サイバー犯罪について毎年兵庫県警に講演してもらっているほか、子ども達にも情報モラルについての指導を行っている。

まだ、大きなトラブルについては聞いていないが、学校にはもちろんスマホは持ってきてはいないのに、写真を撮るなど遊んでいるときに使っている子が多いのと、ゲーム機での通信などもしている。そのため、子ども達からの情報を得ることと、保護者からも懇談会の際にクラスのグループが存在しているといった情報を得るなどして、指導に結びつけているところである。

(F委員) 中学校のLINEやSNSのトラブルからいじめに発展するようなことは結構ある。何か問題があればその時点で関係する生徒には必ず事情を聞き、できるだけ丁寧にやり取りの内容を保護者に説明している。ただし、学校としても限界があるので、「今はこのような状態です」「学校生活の中でやり直していきましょう」ということで解決に向けた指導はしている。それ以外のSNSの使い方などは保護者をお願いするようにしている。

予防という点では、小学校と同じように毎年必ずネットトラブル等を防止するための教室を開催したうえで、画像アプリによる危険性や一度掲載したものは絶対に消えないということと、人の悪口は絶対に書かない、人の画像は勝手に掲載しないということを常日頃から指導している。

(G委員)自分の孫が小学4年生になるが、小学校ではスマホや携帯は基本的に持ってこれないのが原則なのか。

(E委員)そのとおりである。ただし、低学年では防犯ブザー付きのものもあるので、どうしてもと言われた場合は保護者と話したうえで決めることもある。

(G委員)娘(孫の母親)が働いており、どうしても子どもが帰宅する時間は留守なので、追跡するような機器を持たせているようなのだが、学校と調整しておけば認められるということか。

(E委員)「ミマモルメ」というサービスを学校が導入していているので、門を出た時や家に着いた時に携帯電話が鳴るようなシステムができるようにはなると思う。

(A委員)先に委員から「認知が難しい」との説明があった。例えば、ネットいじめについては家庭で起こると思うが、学校で起こったことがきっかけでいじめられるということがあった場合に、ネットに関しては学校が認知していないということなのか。

(B委員)そのような事案で保護者や子どもからネットでいじめられているということを聞けば、子どもから事情を聴取している。

(事務局)いじめ防止対策推進法では、学校の内外でのいじめが対象になっている。必ずしも学校の中のいじめだけではなく、登下校中や学校外のクラブや学校外でのネットが原因であっても対象とされている。

(A委員)全体としての取組は無いが、社会福祉協議会の各単組で保護者を対象にNTTのようなネットに関する講演会を開催されていると思う。ただ、本当に聞いてほしい人が出席されているかは疑問で、出席される方も一部に限られているのが現状なのかと思う。どのように幅広く行うかが課題だと思っている。

(H委員)学校の中で起こった内容は、何か情報があれば調べて対処するということが、保護者や子どもからの通報が無ければ分からなければ、そのままネット上でのいじめが続くということか。保護者に対して、発見した際には直ぐに相談窓口は学校であるというような呼びかけを学校側でしているのか。

(B委員)そういったことは、年度当初の4月に保護者を対象に説明をしているが、なかなか、子どもがやっていることを見つけるのは難しく、保護者も見つけにくい。自分の悪口が書かれており、実名で出ていたのを見つけたときにはびっくりしたが、子ども達は我々の知らないところで行っている。偶然、生徒から「こんなことを言われているが無視している」と言われて、調べてみたら、様々な学校のものも見つけたことがある。

(G委員)毎年1回、兵庫県下の人権所管課課長会議があるが、その中で兵庫県下のネットパトロールの近況・状況が報告され、阪神間でも芦屋市などは子どものいじめに関するネットパトロールを業務委託していると報告があったが、兵庫県下の中でも教育委員会主導でいじめ防止に対する対応として専門業者に委託している。

学校の現場では、ネット上のいじめに繋がるような書き込みを検索して調べることは難しいことだと思うが、兵庫県下では、事例があるので、教育委員会の予算の関係もあるが、是非、一度検討していただければと思う。

当課で実施しているモニタリング事業については尼崎市内に住んでいる人で、酷い内容の書き込みについては警察へ依頼し、法務局へ情報提供するが、内容も多岐にわたっている。

(B委員)業務委託で見つける方法は良いことだと思うが、学校の教師の立場としては、担任

が子どもの様子を見て見つけるのが基本だと思っている。それは、子どもの事を一番理解している家庭でもお願いしたいことで、子どもが普段と様子が違って塞ぎ込んでいたりといった際に、話しかけて理解できるような関係を作っておくのが大事であると保護者に対し、学校関係者として伝えていかなければいけないと思っている。

(I委員)正直、教師もスマホについていけない。教師と子どもの関係で、自身の学校では良い関係が築けていると思っており、子どもは自身の携帯やスマホで見た情報を教師に話してくれるので、そこから分かる場合が結構ある。恥ずかしい話だが、卒業式が終わった後、教室を撮影していた動画が生徒からの情報で分かり、指導したのだが、大人が把握していないところでも、子ども達から情報を教えてもらっている。教師と生徒のコミュニケーションが取れているからだと思う。親子との関係もそうであると思う。

(H委員)南部の少子高齢化に伴い、学校が吸収合併され、学校あたりの生徒数も多くなっているが、南部と北部を比較して、いじめの内容などの傾向等の差が見られるか。資料は文部科学省の分類ということだが、尼崎独自で考えたらいじめの内容について違う傾向はあるのか。そのあたりが父兄の間でも統廃合により人数が多くなり、学校間での子ども達の環境の違いに対して不安に思うことがあると聞くのでどうか。

(事務局)南部と北部に分けてということでは、教育委員会としても調査していないので分からないが、そんなに変わりはないと思っている。先ほどの発言にもあったように、子どもの様子をしっかり見るということが大事だと思う。小学生・中学生になると、表情に出てきたり、登校中の様子がいつもと違っていたりというようなところからきっかけはあると思う。また、小学校・中学校でも教育相談等を行っているので、場合によっては教育相談アンケートの中で「ネット上や携帯でトラブルはあるか」という項目を設けている。特に携帯電話でのトラブルについては、保護者の責任で持たせているので、便利なところと危険なところについては、先ず家庭で教えてもらいたい。学校の方では、入学式等で危険性については発信しており、育友会、PTA 総会においても話をしながら家庭でも気をつけていただき、学校側は学校の中で出来る範囲でコミュニケーションを取りながら対応していくのが大事だと考えている。

(H委員)保護者の方々が忙しい生活の中で学校とのコミュニケーションが今一つであるように思う。帰宅アプリなどがあり、学校の方から「今帰った」と発信してもらえると説明があったが、そうした理由で、スマホなどを持たせることは OK だと思っていいいのか。保護者からそういう理由で申請はあるのか。

(E委員)携帯を持つかどうかは学校としては何とも言えないところで、保護者が判断することだと思う。保護者からの申請もあるし、申請をせずに持ってきている児童もいるので、そのような場合は学校としては指導をしていかなければならない。入学説明会等で保護者の方には説明させていただいている。

(J委員)自殺した中学2年生の女子生徒の件で第三者委員会が動いていると思う。学校と保護者が良い関係を持たないといけない。誰でも「子どもを中心に」と言うが、一番基本的なことが薄れてきていると思う。第三者委員会が必要となったときは学校側の負けだと思う。親が学校を信頼していない。

(3) その他

事務局から会議結果の公表については、議事録及び会議資料一式を市ホームページにより行うことを説明のうえ、了承を得た。

(以上)